

## 感知器の設置を要しない場所について●

省令第23条第4項第1号イからハまでの規定によるほか、次によること。

- 1 便所、便所に付随した洗面所及び浴室の用途に供する場所。ただし、次の場所は除く。
  - (1) 便所に電気便座付き便器又は自動洗浄乾燥式便器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合
  - (2) 便所に付随した洗面所に、電気温水器、ガラス曇り防止器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合
- 2 恒温室、冷蔵・冷凍倉庫等で、当該場所において異常な温度上昇を早期に警報できる装置を設置したもの。
- 3 面積1㎡未満又は奥行60センチ未満の収納等